

～協会けんぽ広島支部加入者の皆様へ～

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは



みんなの行動で保険料率が下がる！



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康かえで

インセンティブ制度は 健康保険料率の引下げに つながります！

■ インセンティブ制度とは・・・



「インセンティブ制度」って何なの？

インセンティブ制度は、健診や保健指導、ジェネリック医薬品など
5つの指標において、47ある協会けんぽの支部のうち、
成績が上位に入ると、インセンティブ（報奨金）が獲得できて
健康保険料率が引下げになるのよ。



協会けんぽ広島支部は「インセンティブ」を獲得できたの？

平成30年度から始まった制度なんだけど、残念ながら
広島支部は一度もインセンティブを獲得したことがないのよ。



インセンティブを獲得したら、健康保険料はどのくらい安くなるの？

《下記のとおり》
令和3年度実績1位の岐阜支部の場合、1年間で**3,384円**、
従業員が50名の会社とすると、**169,200円**も安くなるのよ。



■ インセンティブ付与されたら、具体的にいくら安くなるの？

令和3年度実績1位である岐阜支部のインセンティブ制度分：0.094%、
標準報酬月額が300,000円の場合、労使折半前の金額で算出すると、

1ヶ月あたり	$30\text{万円} \times 0.094\% = \mathbf{282\text{円}}$
1年間あたり	$282\text{円} \times 12\text{ヶ月} = \mathbf{3,384\text{円}}$
1年間 従業員50名では	$3,384\text{円} \times 50\text{名} = \mathbf{169,200\text{円}}$



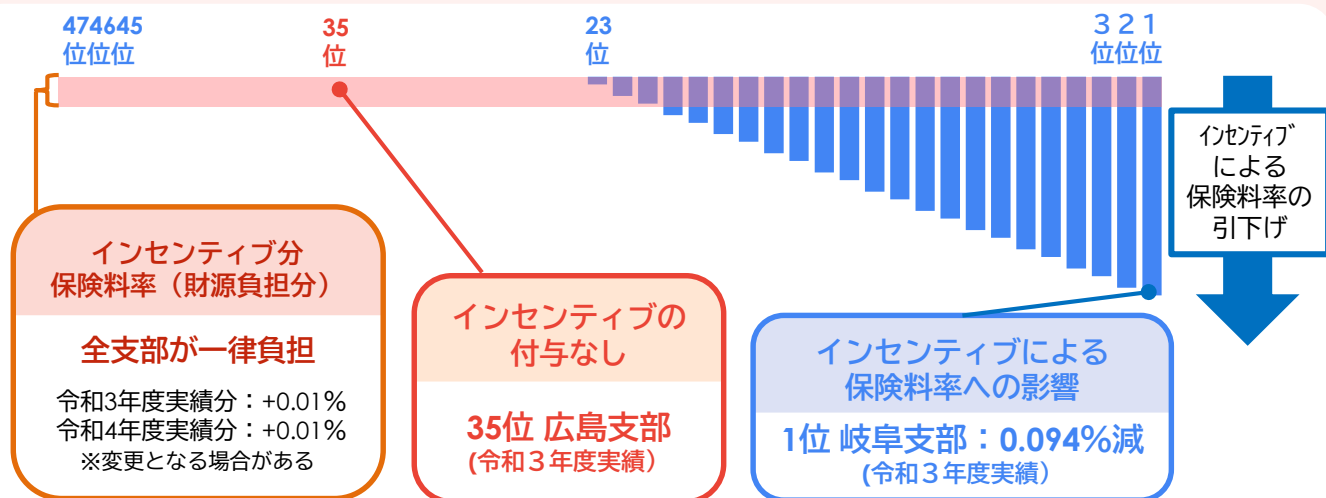
I. インセンティブ制度とは？

- 平成30年度より協会けんぽに新たに導入された制度です。
- 事業主・加入者の皆様が健康増進や医療費適正化に係る**5つの評価指標**に基づいて、評価結果（成績）が**上位23位以内**（※令和4年度実績からは**15位以内**）に入った場合に報奨金（インセンティブ）が与えられ、**健康保険料率の引下げにつながる制度**です。

■ 得点ランクによる保険料率引下げのイメージ

令和3年度 実績

⇒令和5年度 保険料率に反映



■ 加入者・事業主の皆様に取り組んでいただきたい5つのお願い

5つのお願い

POINT

1

年1回は、必ず健診を受ける

POINT

2

健診の結果、生活習慣の改善が必要と判定された場合、保健指導を受ける

POINT

3

保健指導を受け、生活習慣の改善を図る

POINT

4

要治療または要再検査と判定された場合、医療機関に受診する
症状が軽いうちに医療機関に受診する

POINT

5

ジェネリック医薬品を積極的に選択する

■ よくあるご質問

Q1 いつの実績が、いつの保険料率に影響するのですか？

A1 当年度の実績が、2年度後の保険料率に反映されます。
《例》令和5年度の実績は、令和7年度の保険料率に反映されます。

Q2 実績は事業所別に評価されますか？

A2 事業所ごとではなく支部（都道府県）ごとに評価され保険料率が決定されます。
広島支部にご加入の**一人ひとりの行動の積み重ねが重要**になります。

Ⅱ. 協会けんぽ広島支部の実績

令和3年度 実績

⇒令和5年度 保険料率に反映

評価指標 と お願いしたいこと



指標① 特定健診等の実施率

- 協会けんぽの健診を毎年、必ず受診してください。
 - ・従業員の方（35歳以上） ⇒ 生活習慣病予防健診
 - ・ご家族の方（40歳以上） ⇒ 特定健診
- 生活習慣病予防健診を利用されていない場合は、「健診結果データ」を協会けんぽへ提供してください。

令和3年度順位

32位 ↓

令和2年度: 31位
令和元年度: 31位

指標② 特定保健指導の実施率

- 健診結果で「生活習慣の改善が必要」と判定された場合、「特定保健指導」を受けてください。
- 特定保健指導は、保健師等が事業所を訪問し実施することも可能です（オンライン可）。「特定保健指導のご案内」が届きましたら、対象者の方へのお声掛けをお願いします。

28位 ↑

令和2年度: 33位
令和元年度: 25位

指標③ 特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導の対象にならないよう、日頃から「運動する」「食生活を改善する」「禁煙する」など健康的な生活習慣に気をつけましょう。
- 特定保健指導は、保健師等の指示に従い、プログラムを中断することなく最後まで継続してください。

31位 ↑

令和2年度: 32位
令和元年度: 29位

指標④ 要治療者の医療機関受診率

- 健診の結果、「要治療」「要再検査」と判定された場合、必ず医療機関に受診してください。
- 対象となった従業員の方へ、早期受診の声掛けをお願いします。
- 医療機関への受診が必要な方には、協会けんぽから受診のご案内をしていますので、医療機関に受診してください。

21位 ↑

令和2年度: 41位
令和元年度: 17位

指標⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

- 医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に利用してください。
- サンフレッチェ広島にご協力いただき、チームマスコットの「ジェネリック医薬品希望シール」を作成しています。ご希望の方は協会けんぽ広島支部まで、ご連絡ください。

39位 ↓

令和2年度: 38位
令和元年度: 33位

指標①～⑤の実績に基づく協会けんぽ広島支部の総合順位

令和3年度
総合

35位 ↑

- 上位23支部に入っていないため、残念ながらインセンティブは付与されません。（令和2年度: 43位、令和元年度: 32位）

「健康づくりの**好循環**」をさらに 定着・拡大させましょう

「健康づくりの**好循環**」を定着させることで、
「保険料率のインセンティブ」の獲得につながります

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康かえで



【指標①】特定健診等の実施率

年1回の
健診(検診)
の受診

【指標②】
特定保健指導の
実施率

特定
保健指導
の利用

早期・軽度
での医療
機関受診

【指標④】
要治療者の
医療機関受診率

【指標③】
特定保健指導
対象者の減少率

健康度
向上

充実した
社会生活

健康寿命
の延伸

保険料率
の抑制

保険料率の
インセンティブ付与

医療費
適正化

【指標⑤】
ジェネリック医薬品の
使用割合

健康づくりの
好循環

加入者の皆様が、年に一度健診を受け、その結果により保健指導を受けたり、症状が軽いうちに医療機関に受診することで、健康度が上がり健康寿命が延びることが期待されます。また、これに伴い、高額な医療費の発生を抑えることが出来るため、保険料率の抑制につながります。

このように、皆様の経済的負担を減らし、健康増進につながる行動の連鎖を、協会けんぽ広島支部では「健康づくりの**好循環**」と呼び、定着・拡大を目指しています。

お問合せ先



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

TEL:082-568-1014(企画総務グループ)

受付時間:平日8:30~17:15